

新宮市告示第65号

指定居宅介護支援事業所の廃止について

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から廃止届が出されましたので、介護保険法第85条第1項第2号及び新宮市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則第6条の規定により下記のとおり告示します。

令和8年5月18日

新宮市長 上田 勝之

記

法人の名称	有限会社みはま介護センター
法人の所在地	三重県南牟婁郡御浜町下市木3731番地2
法人の代表者	代表取締役 大久保 和代
代表者の住所	新宮市新宮4643番地の129
事業所の名称	しんぐうケアプランセンター
事業所の所在地	新宮市清水元一丁目1番19号
介護保険事業所番号	3072300902
サービスの種類	居宅介護支援
廃止年月日	令和8年5月31日

以上